

四日市市告示第 420 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 5 月 21 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

大字日永地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 7 年 5 月 20 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、味の素株式会社（東京都中央区京橋一丁目 15 番 1 号 代表執行役社長 中村 茂雄）から同社東海事業所（四日市市大字日永 1730 番地）敷地内において、土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、同社は形質変更予定地である当該土地について、自主的に土壤調査を実施しました。調査の結果、6 地点のうち、1 地点で「砒素及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、当該物質については、地下水下流側の事業所敷地境界付近で地下水の調査を行い、基準を満たしていることを確認しており、周辺環境への影響はないと考えられます。

また、工事予定地内では、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壤汚染の原因は不明です。

基準を超過した特定有害物質及び検出された濃度は下表のとおりです。

< 土壤調査結果（溶出量） >

物質名	最大検出濃度 （土壤溶出量基準の倍数）	土壤溶出量基準
砒素及びその化合物	0.012mg/L（1.2倍）	0.01mg/L

※汚染区画はシートで被覆することにより雨水浸透防止の措置が講じられ、また、立入禁止も講じられています。

3. 事業者による今後の対応

- （1）当該エリアでの製造が 2026 年 9 月度まで稼働される為、停止後、法に基づいた土壤分析を行い、その結果に基づき適切に土壤汚染対応を行う予定です。
- （2）地下水下流側の観測井戸（工場敷地境界付近観測井戸）における地下水モニタリングを継続して実施します。

4. 四日市市の対応方針

- （1）5 月 21 日に現地確認を行います。
- （2）土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

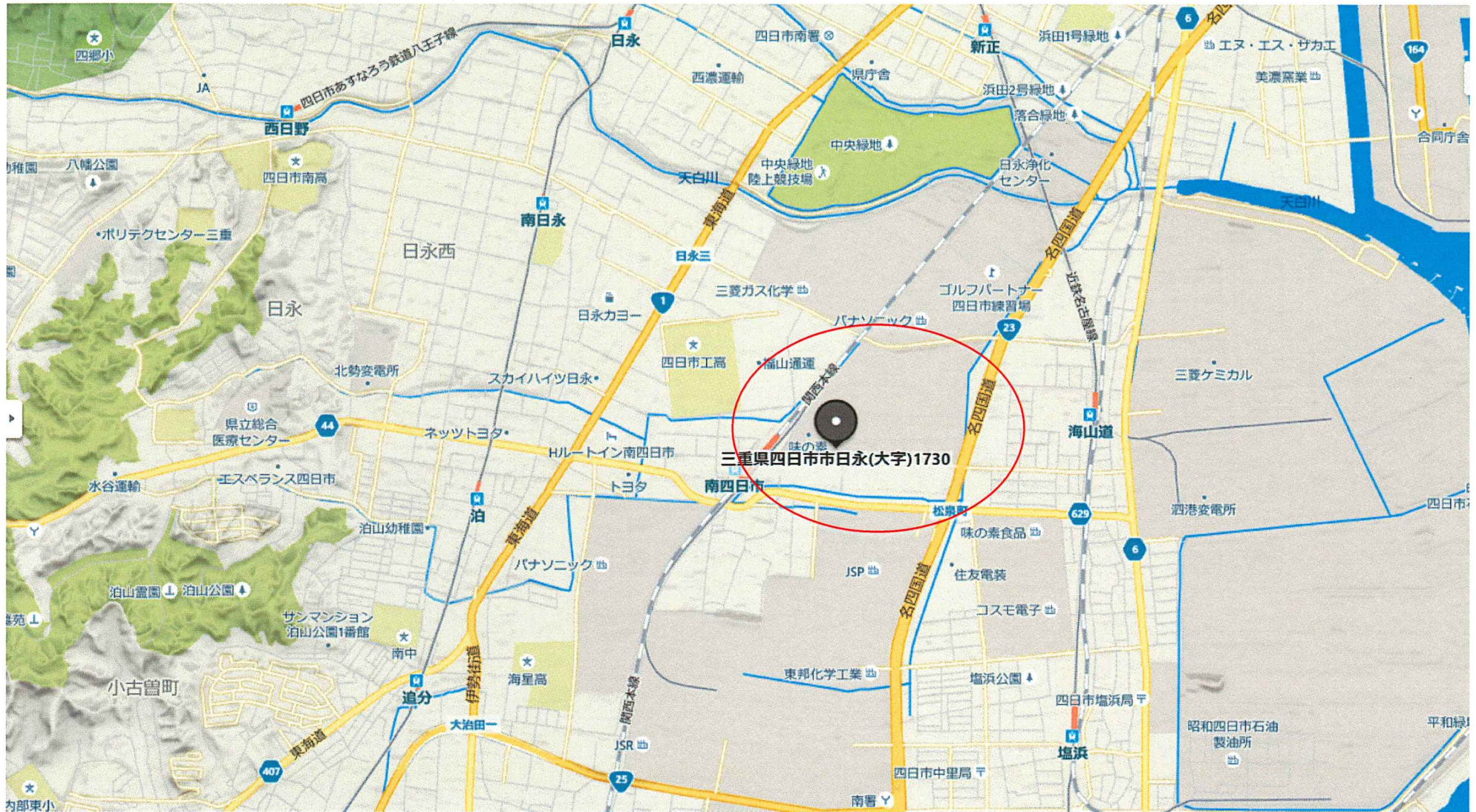
味の素株式会社 東海事業所 総務・安全環境部

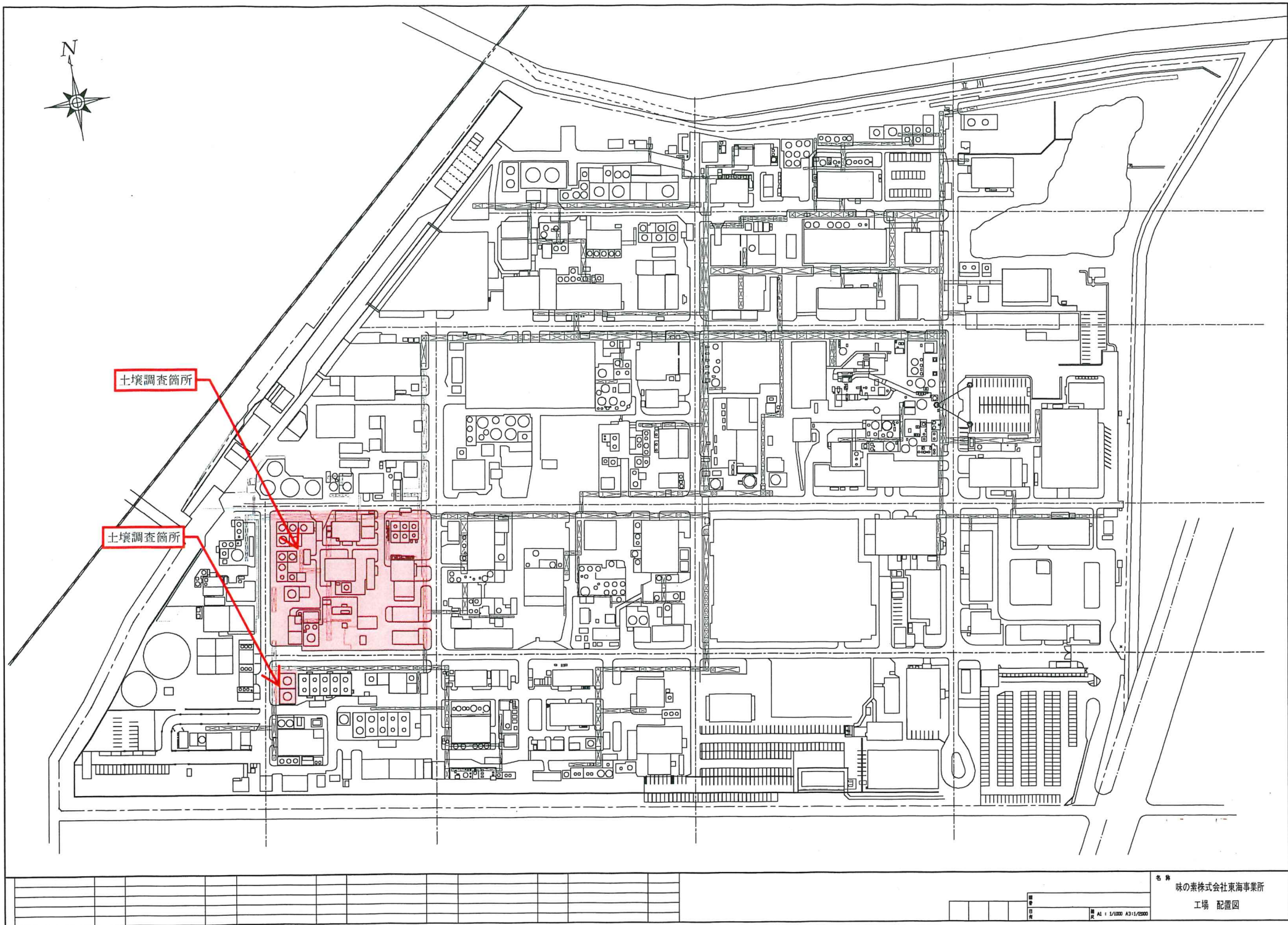
安全衛生・防災・環境グループ

電話：059-348-3626

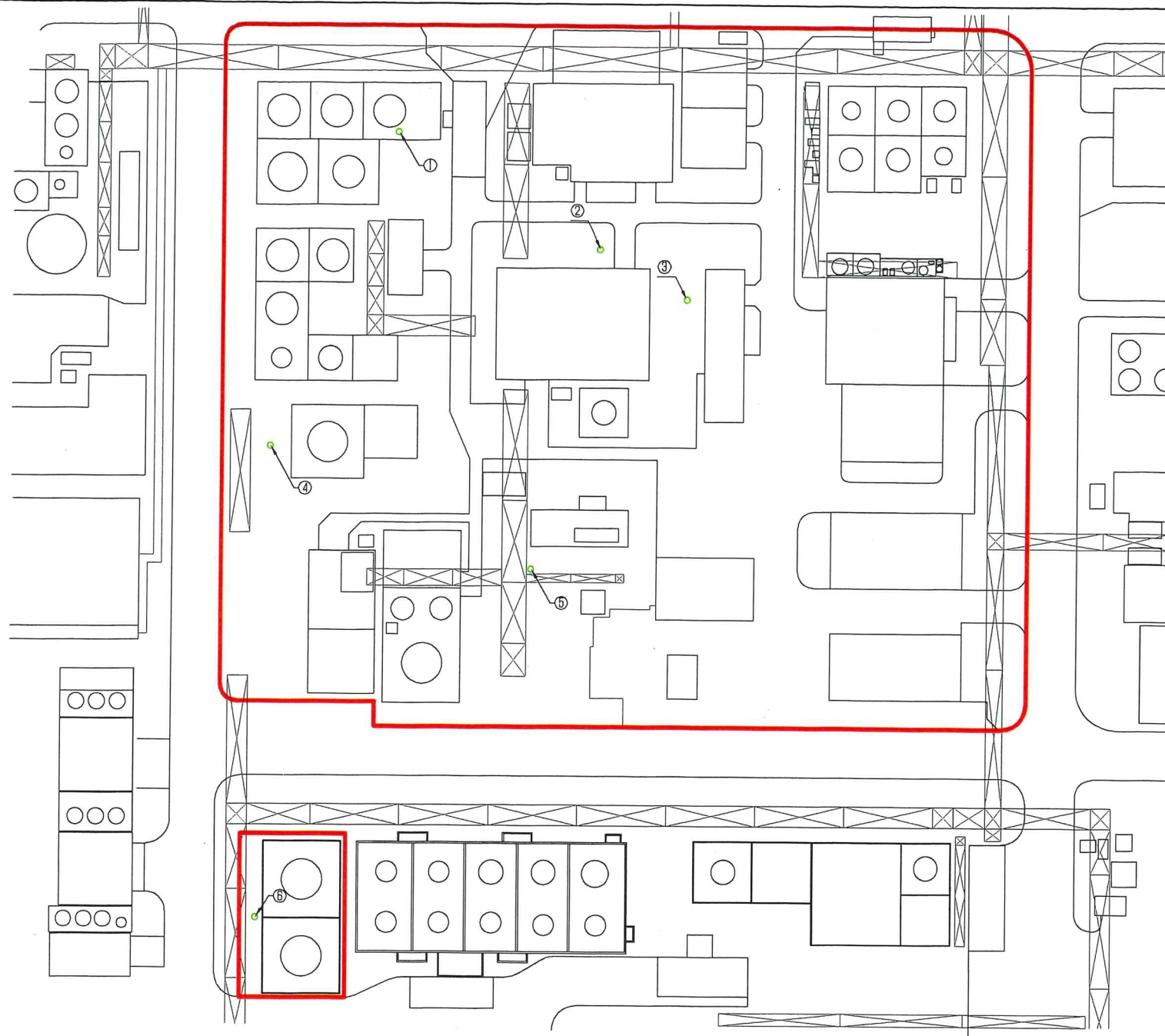
(環境部環境政策課)

味の素(株) 東海事業所





比例尺 A1 : 1/1000 A3:1/200



分析值 (土壤)	
区画名	①
対象物質	砒素 (溶出量)
深 度	表層土壤
分析値	0.012mg/L
基準値	<0.010mg/L

[illegible]